

第5次沼津市総合計画後期推進計画策定支援業務委託 公募仕様書

1. 業務名

第5次沼津市総合計画後期推進計画策定支援業務委託

2. 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3. 目的

第5次沼津市総合計画前期推進計画（以下、「前期推進計画」という。）及び第2期沼津市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「第2期総合戦略」という。）の計画期間が令和7年度で満了するため、両計画とも令和7年度に新たな計画の策定が必要になる。

新たな社会情勢や行政課題等を踏まえ、重点的に各施策の展開を図っていくための主要事業を明らかにするとともに、人口ビジョンに定める人口の将来展望の実現に向け、より効果的に人口減少対策等の取組を推進するため、第5次沼津市総合計画後期推進計画（以下、「後期推進計画」という。）及び第3期総合戦略を一体的に策定することを目的とする。

4. 業務内容

業務内容は、次のとおりとする。

（1）本市における現状の整理と課題の分析

- ① 本市を取り巻く社会・経済情勢の調査、各種データの収集を行うこと。
- ② RESAS地域経済分析システム等を活用し、本市の現状についての整理を行うこと。
なお、第5次沼津市総合計画、第2期総合戦略及び沼津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンで実施しているデータ分析は必須とする。
- ③ 現状を整理した上で、前期推進計画及び第2期総合戦略の評価を踏まえ、課題の分析を行うこと。
- ④ これらの分析等に資料が必要な場合は、本市から提供を行う。

	委託者	受託者
業務内容	・ 前期推進計画及び第2期総合戦略の評価 ・ 資料の収集、提供	・ 各種データの収集 ・ 本市の現状の整理 ・ 課題の分析

（2）国及び他市町村の事例等の調査・分析

- ① 国の地方創生の新たな考え方を調査・分析すること。
- ② 他市町村における総合計画実施計画と総合戦略の一体的な策定事例を調査・分析すること。

(3) 計画骨子案・素案の作成

- ① 総合計画基本計画のまちづくりの柱と総合戦略における政策体系を整理し、後期推進計画に総合戦略を包含する構成とすること。
- ② 計画素案作成にあたっては、国の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の対象となるよう、委託者と十分協議すること。
- ③ その上で、記載事項の整理やデザイン等を整え、計画骨子案及び素案をドキュメントで作成すること。
- ④ ドキュメントは市民に分かりやすいものとなるよう体裁やデザインについても工夫を凝らすこと。
- ⑤ ドキュメント作成にあたっては、納品前に、本市の確認の機会を複数回設けること。

(4) その他

- ① 計画の策定にかかる本市からの問合せに対し、提案や助言を行うこと。
- ② 総合計画策定委員会（4回開催予定）、総合計画策定主任会議（1回開催予定）、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会（4回開催予定）にかかる資料の作成支援、必要な助言を行うこと。

5. スケジュール案

		令和7年			令和8年
		4月から6月	7月から9月	10月から12月	1月から3月
受託者	(1) 本市における現状・課題の分析等	←→ ※5月上旬			
	(2) 国及び他市町村の事例等の調査・分析	←→	←→		
	(3) 計画骨子案・素案の作成	←→	計画の骨子案作成（8月中旬）	計画の中間案作成（10月中旬）	計画の最終案作成（1月末）
	(4) その他	←→			
委託者		・前期推進計画及び第2期総合戦略の評価 ・各課ヒアリング	・主要事業、重点事業選定		パブリックコメント（1月）

6. 成果品

- (1) 第5次沼津市総合計画後期推進計画書 50部
- (2) 第5次沼津市総合計画後期推進計画書 電子データ
- (3) 調査・分析等にかかる各種資料 電子データ

7. 著作権

契約業務に伴って、本市が取得した資料、図、イラスト、報告書等の成果物に係る著作権は、その引き渡し時に、本市に無償で譲渡するものとする。

また、写真、イラスト等の著作物については、本市及び本市が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。写真、イラスト、地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認や加工の可否について書面等で確認を行うこと。

8. その他

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法及びその関連法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議のうえ定めるものとする。